

保育さぽーとぶっく

仕事と育児の両立を目指す方のための
保育に関する情報誌です

保育所の他には
どんな保育施設が
あるのかなあ？

保育所に入所する
にはどうすれば
いいのかなあ？

困ったときは
どこに相談すればいいの？

仕事と育児の悩みと、ワンポイントアドバイス&ガイド
子育てしながらの就活、その3要素とは？
便利！「保育所選びのチェックシート」付き



大阪労働局・マザーズハローワーク・マザーズコーナー

contents

保育さぼーとぶっく



◆ はじめに・就職までのプロセス	1
◆ 仕事を始めたい方の悩みから～ワンポイント・アドバイス&ガイド～	2
◆ 就職を支える3要素	3
◆ 保育所の種類と利用方法	4～6
◆ 保育所入所までの流れ	7
◆ 保育所選びの10か条	8～10
◆ 保育所選びのチェックシート	11
◆ その他の保育サービス	12～15
◆ 母子家庭等（ひとり親）の支援制度	16
◆ 扶養の範囲と社会保険・労働保険の基礎知識	17～20
◆ 育児・介護休業制度の概要について	21～22
◆ 各種機関のご案内	23～25



マザーズハローワークのシンボルマーク

2006年3月に公募、選定委員会の厳正審査の結果、4月に41応募作品の中から「子育て女性の再就職支援」のシンボルとして選ばれました。

マザーズの「M」をモチーフとし、働きたい子育て中の女性の気持ちとそれを支援する温かい心をハートでイメージ。

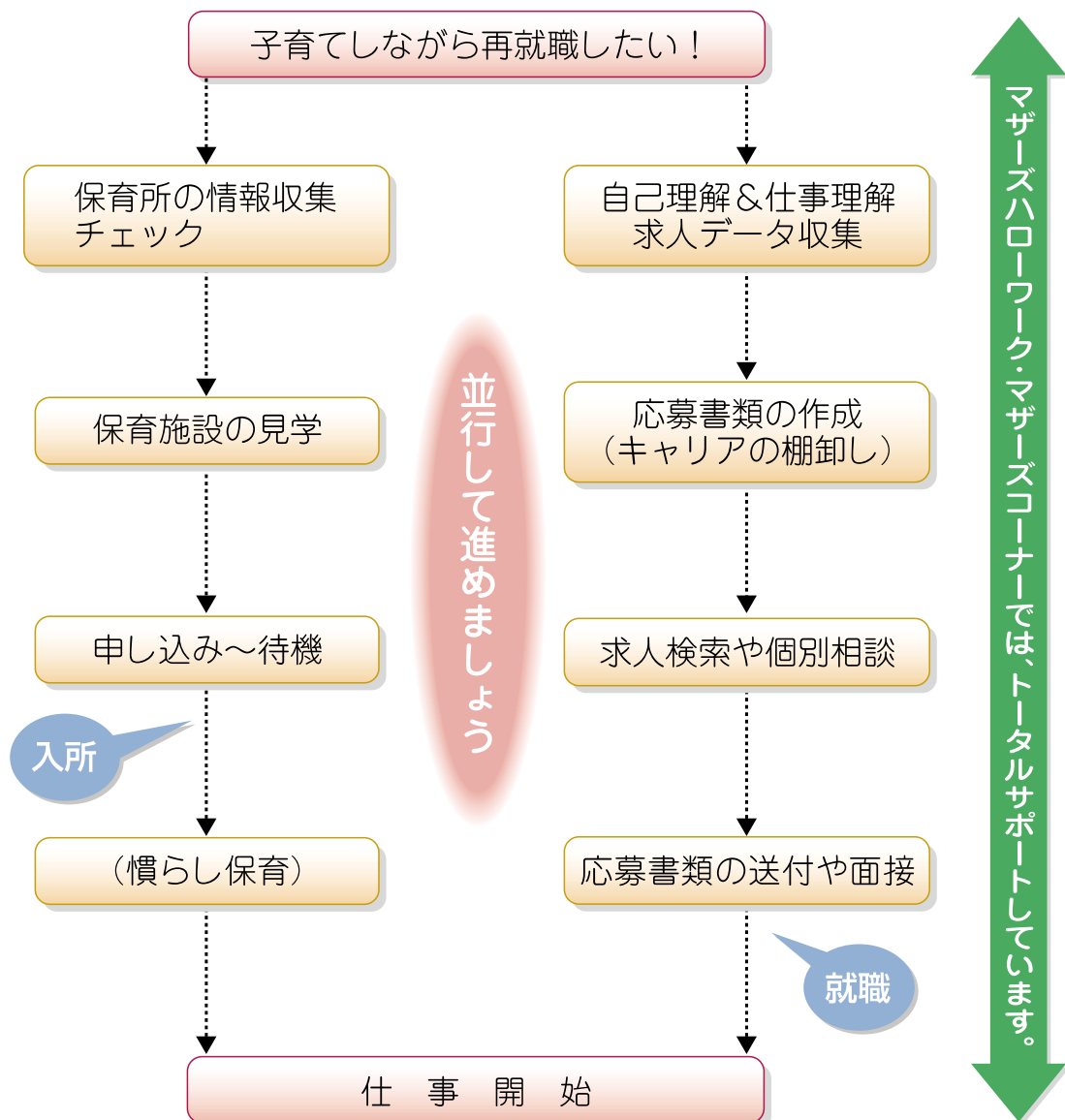
子どもを連れて気軽に訪れることのできる「マザーズハローワーク」を親しみやすく表しています。

はじめに

この冊子は、就職活動と並行して必要になる保育について、役立つ情報をお伝えし、主に大阪府内での就労を希望する方を支援するツールです。

「仕事がしたい」という目標に向かって、心の準備や家族の理解を含めた段取りを一步一步進める一方、ご紹介する施設でのサポートもどんどん活用し、仕事と家事・育児などの両立を実現してください。

・就職までのプロセス



マザーズハローワーク・マザーズコーナーでは…

子育てをしながら就職を希望する方に、仕事と子育ての両立をテーマに、きめ細かな就職支援を行っています。

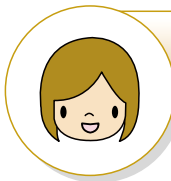
再就職までの課題をまとめた就職実現プランの作成や、担当制によるキャリア・コンサルティング、仕事と子育てを両立しやすい求人情報の提供などを行います。

また、キッズコーナーなどを完備し、お子様連れでも安心してご利用いただけます。

子育てをしながらの就職活動は悩みが多いものです。スタッフがみなさまの就職活動を誠心誠意サポートします。

仕事を始めたいけど…

子育て中の方の悩みから ～ワンポイント・アドバイス&ガイド～



①子育てしながらの再就職、大事なことは何？

就職を支える3要素を知り、今のあなたはどこにいて何をすべきかをまずは把握しましょう。

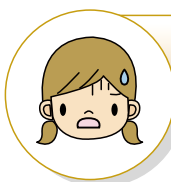
➡ P3
をご覧ください。



②保育所ってどんなところ？ どんなサービスをしているの？

まずは、保育施設の情報を収集しましょう。就職活動中や認可保育所の待機中に認可外保育所にしばらく預けてから、認可保育所へ入所することも可能です。また、病児・病後児保育は病院や医院の併設が多く、近いところをできれば2～3件押さえておきましょう。事前登録や早めの予約取りがポイント。

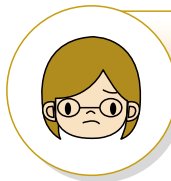
➡ P4
をご覧ください。



③子どもを預けるって色々と不安… たくさんある保育所の中からどうやって選べばいいの？

保育施設は、子どもが生活時間の大部分を過ごすところです。大切なわが子を安心して預けるために、保育所選びの10か条&チェックシートを活用して、慎重に見定めましょう。

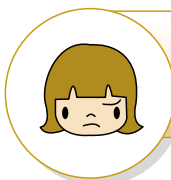
➡ P8
をご覧ください。



④保育所以外にも色々な保育施設があるのね。どう違うの？ 上の子は小学生なんだけど、どこで預かってもらえるの？

幼稚園と学童保育について解説しています。

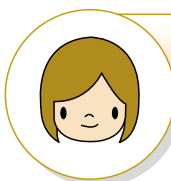
➡ P12
をご覧ください。



⑤ご近所で知り合いも少ないし、親も遠方で頼れないので不安。 面接に行くときも、子どもを預かってもらえる人がいないんだけど… こんな時どうしたらいいの？

「ファミリー・サポート・センター」などの子育て中の方をサポートする制度が各地で充実してきています。少し費用はかかりますが、就職活動のセミナー参加や面接など、大切な日に活用するのも1つの方法です。

➡ P13
をご覧ください。



⑥ハローワークで「託児所あり」の求人票を発見。 事業所内託児所ってどんなの？

託児所は基本的に認可外保育所です。
同僚の働く人たち同士の交流もあり、仲間も増え仕事ができることも。

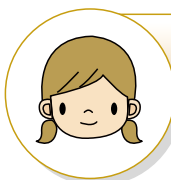
➡ P15
をご覧ください。



⑦母子家庭（ひとり親）で色々と不安… どこかに相談しながら就職活動できたら心強いになぁ。

ひとり親をサポートする制度も次第に整ってきました。
母子家庭のお母さんなどを支援する機関もあります。

➡ P16
をご覧ください。



⑧扶養の範囲で働くってよく聞くけど、どういうこと？ 求人票に書かれている「加入保険」ってどういうものがあるの？

給与から天引きされる社会保険（健康保険・年金）と労働保険（労災保険・雇用保険）について解説しています。

➡ P17
をご覧ください。

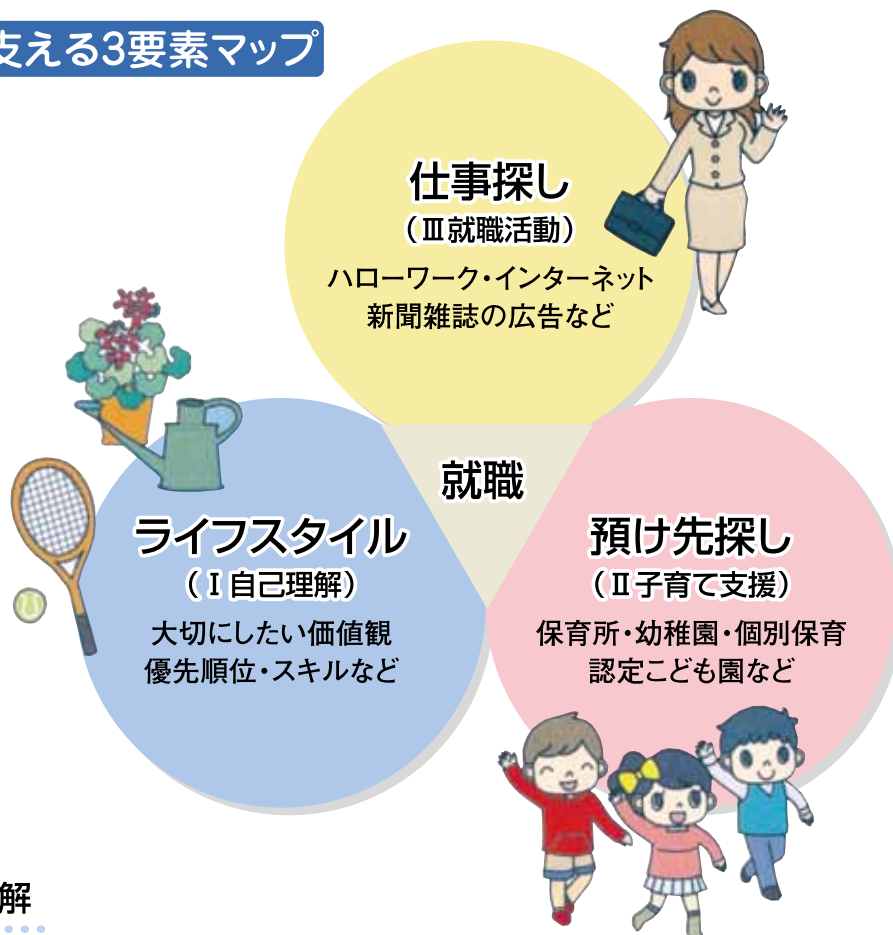
就職を支える3要素



子育て中の悩み①

子育てしながらの再就職、大事なことは何？

就職を支える3要素マップ



I 自己理解

お手本のない時代だからこそ、自己の選択が大切になります。やりたいことや興味のあること、大切にしている価値観、譲れない条件など、今までのキャリア(経歴)を棚卸ししてみましょう。仕事探しをする上で、土台となる一番大切な作業です。

Ⅱ 子育て支援

子どもの預け方、預け先にもいろいろあります(P4～15)。「保育所選びの10か条」(P8～10)と「保育所選びのチェックシート」(P11)も参考にしてください。

Ⅲ 就職活動

マザーズハローワーク・マザーズコーナーでは求人情報の提供だけでなく、支援の必要な方に対し、就職に向けたプランの作成・個別相談・就職に役立つセミナーなども実施しています。詳しくは、窓口でお尋ねください。

※就職を支える3要素マップでいえば、あなたは今どこにいて何をすることがあるのか、まず確かめてみましょう。

保育所の種類と利用方法



子育て中の悩み②

保育所ってどんなところ？どんなサービスをしているの？

育児をされているみなさんが、自己理解を深めつつ就職活動するうえで、第一に考えなければならないことは『子どもを預ける』ということ。

安心して仕事をするために、子どもをどこに預けるかは、大きな問題です。また、「どこに尋ねたら？」「費用は？」など、いざとなったらわからないことも多いのではないのでしょうか。

そこでまずは、保育施設の情報収集から始めてみましょう。保育施設の相違や、入所するまでの流れなどをご紹介します。

※平成27年4月から、「子ども、子育て支援新制度」がスタートしました。

詳細は市区町村にお問い合わせ下さい。

内閣府HP <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/>

保育所(*)と幼稚園、認定こども園(**)の違い

項目	保育所	幼稚園	認定こども園
入れる年	0歳～小学校入学前 (親が共働きなどで保育できない子)	満3歳～小学校入学前 (親の就労の有無を問わない)	0歳～小学校入学前 (親の就労の有無を問わない)
平均的 保育時間	原則8時間 標準7:30～18:00 延長19:00位まで	原則4時間 標準9:00～14:00 延長17:00位まで	4時間利用にも 8時間利用にも対応可
申し込み先	市・区・町・村	直接園へ	原則直接園へ
管轄	厚生労働省	文部科学省	厚生労働省・文部科学省
根拠法令	児童福祉法	学校教育法	就学前保育等推進法(略称)

*) 保育所には「認可保育所」と「認可外(無認可ともいう)保育所」があります。

**)「認定こども園」とは？

都道府県知事より認定を受け、幼稚園と保育所の両方のよいところを活かし、子どもの教育・保育・子育て支援を総合的に提供している施設です。

大阪府内の認定こども園については、以下のホームページでも確認いただけます。

大阪府 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kodomoen/>

認可保育所

仕事や病気などで、保護者が子どもを家庭で保育できないときに預かってくれる施設のうち、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。施設の広さ、保育内容、保育士の数など一定基準をクリアして認可された保育施設で、運営費は国や地方自治体から交付されています。公立(市区町村直営)と私立があります。入所には、一定の条件が必要です。

お問い合わせと申し込みは市区町村窓口(P23)まで。

なお、保育所が申し込みを代行している場合もあります。



認可外保育所

認可外保育所は、子どもを預かる施設であって認可保育所ではないものを総称して呼んでいるので、その種類などは様々です。中には、自治体から補助を受けている施設もありますが、その運営や設備などは、保育所によって相当違いがあります。

お問い合わせと申し込みは市区町村窓口(P23)まで。

料金は大変ばらつきがありますので、必ず各施設に直接お問い合わせください。

保育所のサービスについて

保育所では以下のようなさまざまなサービスを実施していますが、内容は保育所によって異なります。入所を申し込む前に市区町村の窓口（P23）などで確認しておきましょう。

延長保育

通常の保育時間以外に、保護者の就労形態の多様化や、通勤時間の増加に応じて保育時間の延長が実施されています。保育所によって延長時間は異なりますが、午後7時ごろまで預かってもらえるところが増えています。

夜間保育

勤務時間や通勤時間の都合で、午前0時までをめぐ（保育所により異なる）に保育時間を延長して子どもを預かってもらえる制度です。

病児・病後児保育

子どもの病気回復期や母親の産後回復期に、子どもを預かってもらえます。

保護者に代わって子どもの世話をするだけでなく、発達のニーズを満たすために、専門家集団（保育士・看護師・医師・栄養士等）によって、保育と看護を行います。

保育所のほか、小児科など医療機関や乳児院などに併設されるケースもあります。

全国病児保育協議会事務局のホームページ（<http://www.byoujihoiku.net/>）でも一部確認していただけます。

休日保育

日曜・祝日に仕事がある場合、子どもを預かってもらえます。

指定保育所で実施されています。

普段、通園している保育所以外でも、預かってもらえる場合があります。

一時保育

保護者の急病や育児疲れ、パート就労などの理由から、家庭での保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かってもらえます。

入所していない家庭でも利用することができます。

大阪府内の認可保育所だけでなく、認可外保育所などでも行っています。

障害児保育

心身に障害のある児童の健やかな発達のために、保育所では、集団保育が可能な幼児を対象に、障害児保育を行っています。

障害児の保育について知識・経験などを有する保育士の配置や、障害児の特性に応じて設備の整備等が定められています。

保育料について

保育料は入所する子どもの年齢と、前年度の保護者の課税額（所得税・住民税）によって決めます。保護者（たとえば両親）にそれぞれ所得税課税がある場合、合算した額になります。ただし、私立の場合、特別活動などの負担が大きい場合もあるので、事前にチェックを!! 保育料も市区町村によって異なりますので、直接市区町村の窓口（P23）にお問い合わせください。

「困った!こんなとき、どうする?」

保育所利用の身近な疑問にお答えします。

お迎えに間に合わない!

保育所のお迎えに間に合わないときは、いわゆる二重保育にならざるをえません。家族の協力が得られなければ、民間のベビーシッター（P14）・市区町村のファミリー・サポート・センター（P13）を利用する場合や、保護者が協力して子どもを預かり合い、成功しているケースも多くあります。

子どもが病気、どうしよう?

子どもが熱を出したけど、これ以上両親とも仕事をお休みできない、頼める人もいない! そんなとき、市区町村によっては、保育所内や指定医療機関で、病後児保育を行っているところがあります。市区町村の窓口で調べてみましょう。

休日に仕事になった!

市区町村によっては、休日保育を実施しています。休日保育実施保育所以外の保育所に在園中の子どもでも預けられる場合もあるので、市区町村の窓口で確認してみてください。

産休明けにすぐ利用したい!

妊娠中から保育所の情報を集めて、産休・育休明けの保育の有無、年度途中の入所の可否や生後何ヵ月から入園できるか時期を確認しましょう。

ここでいろいろ
検索できます!



WAM NET ワムネット (独) 福祉医療機構
<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

保育所入所までの流れ

ステップ 1 情報収集

- ・各市区町村の窓口で保育所一覧をもらい情報収集！
- ・希望する保育所の見学も忘れずに！
- ・その他、保育所情報の提供を行っている団体もあります。

ex. 公益社団法人 全国私立保育園連盟 <http://www.zenshihoren.or.jp/>

TEL:03-3865-3880 FAX:03-3865-3879

※平成27年4月から、「子ども、子育て支援新制度」がスタートしました。

詳細は市区町村にお問い合わせ下さい。

内閣府HP <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/>



ステップ 2 申し込み

- ・市区町村窓口(P23)に入所申込書・入所理由証明及び申告書や必要書類(家族状況調査書、収入や税負担を証明する物)を提出し、申し込みをします。
- ・保育所が申し込みの代行を行っている場合もあります(用紙の配布も含む)。
- ・申し込みはいつでも受け付けていますが、4月入所については期日が決められている市区町村もあるので必ず確認を!!

★なお、妊娠中の場合、まず仕事復帰する時期を決め、次に希望する保育所が産休明け保育を実施しているのかを確かめましょう。また、産休明け保育がある場合、生後何ヵ月から入所可能かを確認してから、通常通り申し込みます。

※認可外保育所については、直接申し込むことになります。ただし市区町村によっては、認可外施設に対して独自に助成している場合があります。

申し込み前に市区町村窓口(P23)の保育担当にお問い合わせになり、いろいろ尋ねてみてはいかがでしょうか？

ステップ 3 選考・入所決定

- ・定員に空きがあれば希望する保育所に入れますが、希望者が定員を上回った場合、市区町村の選考会議で選考が行われます。
- ・保護者の労働状況(フルタイムかパートか自営かなど)や病気の程度、同居家族の有無など、保育の必要性を調べてから入所が決められます。
- ・面接がある場合もあります。

〔申請書類を提出後、市区町村では入所を審査するため、「選考会議」が開かれます。申請書の内容から入所の可否、優先順位が判定されます。決め方も市区町村によって少しずつ違います。〕

ステップ 4 入所手続き

入所予定の保育所で面接や用意する物(お昼寝用の布団カバーなど)などの説明、打ち合わせがあります。



保育所選びの10か条



子育て中の悩み③

子どもを預けるって色々と不安…
たくさんある保育所の中からどうやって選べばいいの？

大切なわが子を安心して預けるために、認可・認可外・その他の施設にかかわらず納得できるまで自分の目で確かめる姿勢をもちたいものです。

保育所を選ぶ際どんなことにポイントをおいて、確かめればよいのでしょうか？

1条 まずは情報収集を

市区町村の保育担当課(P23)で、情報収集や相談をしましょう。
直接保育所に入所待ちの状況も聞いてみましょう。



2条 事前に見学を

入所希望の保育所を決める前に、必ず施設見学をしましょう。複数の施設を見学することをおすすめします。

情報誌や広告などの情報だけでは限界があります。「百聞は一見に如かず」です。

3条 見た目だけで決めないで

キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安い、便利な場所にあるなど、見た目だけで決めるのはやめましょう。

それぞれ魅力的ではありますが、子どもが長時間過ごすうえで最も大切なことは、子どもが過ごしやすい環境か、保育する人の配慮が行き届いているか、きちんとした保育プログラムがあるかなどです。

これは、見た目だけではわかりません。

4条 保育所の部屋の中まで入って見て

見学のときは、必ず、子どもがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう。

小さい子どもが寝始める時間帯や、忙しい時間帯などは見学が難しい場合もありますが、それ以外の時間帯なら、保育所での子どもの様子も自信をもって見せてくれるはずです。

5条 子どもたちの様子を見て

子どもたちの表情がいきいきとしているか見てみましょう。

よい保育が行われていれば、子どもの気持ちも安定し、活発になります。

見慣れない来園者にも駆け寄ってくるなど好奇心もいっぱい。

子ども同士でも元気に楽しく遊びます。10分でも保育室にいれば、子どもの様子は相当わかるでしょう。



6条 保育する人の様子を見て

保育する人の数は十分か、保育士資格を持つ人の人数や経験豊かな人がいるかなども聞いてみましょう。また、保育する人が笑顔で子どもに接しているかも大切です。

人手が足りないと、いくら保育する人が優れていても、一人一人の子どもに十分な対応ができません。生まれてから3歳位までは、保育する側が、優しく丁寧に子どもにかかわることが大切です。大人に余裕がなければ、子どもは悲しく寂しくつらく感じます。

人手が足りなければ、オムツをあまり換えない、ミルクを決まった時間にしか与えない、赤ちゃんの目を見て話しかけない、テレビをつけっぱなしにしてテレビに子守をさせるなど、手を抜かざるをえなくなりますが、子どもの成長・発達にとっては問題です。

また、保育する人が、子どもの目線で話し、子どもと笑顔で接していますか？
大声で叱ってばかりいませんか？保育をする人がつらそうな顔をしていませんか？

そして、何をしても赤ちゃんが泣きやまないとき、赤ちゃんの具合が悪くなったときなどに、経験豊かな保育士さんの持ち味が生かされます。



7条 施設の様子も見て

赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、大きい子どもが十分に動き回れる広さがあるか、見てみましょう。

おもちゃなどの遊び道具や昼寝道具がそろっているか、子どもが興味をもって楽しく遊べる工夫がされているか、見てみましょう。

また、子どもにとって外の空気にふれることや外遊びはとても大切。外遊びの回数や場所なども聞いてみましょう。

遊び場所が遠い場合は、安全な方法で移動しているのかも確かめましょう。

保育室だけでなく、トイレや調乳・調理場が清潔かどうか確かめましょう。

日当たりや風通しがよいか、また、2階以上の保育室の場合は非常口や避難階段があるのかも確認。なにかがあったときに危ないのでは、安心できません。



8条 保育の方針を聞いて

所(園)長先生や保育する人から、保育の考え方や内容について聞いてみましょう。

どんなところに力を入れて、どんなところに注意をして保育するのか、子どもが日々どのように過ごしているのか、保育所で大切にしていることなど、考え方をきちんと聞いてみましょう。

どんな給食が出ているのか、お弁当持参の日もあるのか、
連絡帳など家庭との連絡や保育参観などの機会があるのか、
年間の行事予定なども聞いてみましょう。
家庭と保育所が協力して、子育てに当たることが大切です。



9条 預け始めてからもチェックを

通い始めると、忙しくて保育所に任せっきりになりがちです。

預け始めてからも、折に触れ保育の仕方や子どもの様子を見ておきましょう。

毎日送り迎えの際は、保育室の中に入るよう心がけましょう。

時間があるときは、保育士さんとのコミュニケーションをとるようにしましょう。

信頼関係も大切ですよね。

10条 不満や疑問は素直に

何か疑問や不満に思うことがあったら、すぐに相談しましょう。

誠実に相談に対応してくれましたか？



コメント

皆さんの事情も一人一人違いますので、どの保育所がよいのかは、皆さん自身の目で見えて納得して決めることが大切です。

この10か条は、預けられる子どもにとって大切なことを中心にまとめています。

ひとつでもご参考にいただければと思います。

※「よい保育施設の選び方10か条」(厚生労働省)参考

保育所選びのチェックシート

複数の施設を見学したり、時間帯を変えて2回見たり、行事のとき参加したりしておくのがお勧めです。見学した結果をこのチェックシートで採点してみてくださいはいかがでしょうか？

採点票

チェックポイント	保 育 所 名 【 】			保 育 所 名 【 】		
	○	△	×	○	△	×
◆施設:子どものいる保育室の中まで入らせてもらいましょう。						
静かに眠れる場所がある(特に乳児)						
動き回れるスペースがある(特に大きい子ども)						
遊び道具に工夫がある						
外遊びをしている						
日当たりや、風通しがよい						
清潔である(トイレ・調乳・調理場合む)						
災害時の避難経路がある ※特に2階以上に施設がある場合は安全性をチェック						
◆子どもの様子:10分でも保育室の中にいれば子どもの様子はわかるでしょう。						
表情がいきいきとしている						
子ども同士でも元気に楽しく遊んでいる						
◆保育する人の様子						
笑顔で、余裕を持って接している						
子どもの目線で話をしている						
◆説明を聞く						
所(園)長や保育する人が、保育の考え方や内容について きちんと説明してくれる						
連絡帳などによる十分な連絡や、参観の機会がある						
バランスのよい給食が出されている						
毎月の身長・体重測定など、発育チェックを行っている						
◆保育する人の人数						
保育する人の人数は十分か						
保育士の資格を持つ人はどの位いるか 経験豊かな人がいるか						
合 計						

その他の保育サービス



子育て中の悩み④

保育所以外にも色々な保育施設があるのね。どう違うの？
上の子は小学生なんだけど、どこで預かってもらえるの？

子どもの預け先は保育所だけではなくありません。短時間勤務なら幼稚園でも大丈夫。また、小学校に入ってから放課後の保育や、その他の保育サービスも上手に利用しましょう。

※平成27年4月から、「子ども、子育て支援新制度」がスタートしました。

詳細は市区町村にお問い合わせ下さい。

内閣府HP <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/>

幼稚園

幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長すること(学校教育法第77条)を目的とした教育機関で、大阪府には649園(平成29年度現在)あります。

保育時間

毎学年の教育週数は39週以上、原則として1日4時間が標準。

一番多いパターンとしては、平日は午前9時～午後2時位、水曜は午前中まで、土曜はほとんど午前中のみ、夏・冬・春期休暇ありというものです。また、預かり保育や課外授業などを行っているところ、長期休暇が無いところもあるなど、園によって様々です。

授業料(年間額)

設置者が決定。保育料は幼稚園に納付。

- ・私立幼稚園 約48万2千円
 - ・公立幼稚園 約23万4千円
- (平成28年度「子どもの学習費調査」(文部科学省)より)

※市によっては、世帯の収入によって助成金を設けているところもあります。

★私立の幼稚園情報は…

大阪府私立幼稚園連盟 TEL: 06-6351-5574

<http://www.kinder-osaka.or.jp/>

♪ひとこと♪

幼稚園は、教育施設ということで、以前は保育園とかなり違いがありましたが、最近は教育方針も自由保育が主流になってきているようです。

私立幼稚園は文部科学省の補助も少ないのですが、現在では保護者のニーズに合わせ、いろいろなサービスを提供しているところが増えています。たとえば午後5時や6時までの延長保育もそのひとつです。

また、長期休暇中(夏休みなど)の預かり保育を行っているところも徐々に増えてきています。なお、「認定こども園」(P4)も注目すべき施設の1つです。

学童保育



共働き家庭や母子・父子家庭の子ども(小学生)の放課後の生活をほぼ毎日守る施設が学童保育です。学童保育に通う子どもは、家庭と同じように、休息や宿題をし、学童保育先から友達の家や公園に遊びに行きます。学童保育に一度帰ってきて塾に行く子どももいます。

基本的に対象者は小学1～3年生ですが、4年生以上も含まれる場合もあります。費用や定員、開設時間などについては、市区町村で異なります。

詳細については、各小学校や各市区町村の学童保育担当課に確認をしてください。



子育て中の悩み⑤

ご近所で知り合いも少ないし、親も遠方で頼れないので不安。
面接に行くときも、子どもを預かってもらえる人がいないんだけど…
こんな時どうしたらいいの？

ファミリー・サポート・センター

地域の相互援助活動として「育児の援助を行いたい人」と「育児の援助を受けたい人」が、お互い会員になって助け合う、グループ間のマッチングを支援するシステムです。

原則として援助提供する会員の自宅で保育してもらいます。お住まいの地域にあるファミリー・サポート・センターしか利用できません。

料金はセンターによって異なりますが、「通常活動」で1時間700～800円程度が多いようです。

一般財団法人女性労働協会のホームページ(<http://www.jaaww.or.jp/index.php>)では、お住まいの地域のセンターを検索することができます。



♪ひとこと♪

ある程度同じ会員さんに継続してお願いできるので、親子ともども信頼関係を築きやすく、また援助を受けていた側の人も余裕ができれば、今度は援助を行う側になることもできます。かなり理にかなった地域相互援助制度であると言えるでしょう。今後いっそうの発展が期待されています。ただし、住んでいる地域がこの事業を行っていないと、利用することはできません。これから増えていくことが予想されるので、各市区町村の広報などは目を通しておきましょう。

ベビーシッター

主に利用者の家庭で、家族に代わって子どもの世話をしてくれる人をいいます。民間のベビーシッター会社から派遣してもらいます。サービスの内容はベビーシッター会社によって様々なので、まずはインターネットなどでなるべく自宅から近くにある数社を選び、資料請求をしたうえでよく検討し、自分に合うサービスを提供してくれる会社を選びましょう。

聞いておきたいこと

- 入会金・利用料金
- キャンセル料
- 最低利用時間
- 予約電話の受付時間
- どんな人が来てくれるの？
- 会員制(会員でなくても利用はできるの？)
- シッターの指名はできるの？
- その他、具体的なご要望

♪ひとこと♪

料金は、他の公共の制度と比べるとかなり高めですが、その分きめ細かいサービスが期待できます。例えば、保育士の資格を持っている人を限定で希望する、当日予約も可能な場合があるなどです。

ただし、個々のベビーシッター会社でサービスの内容が異なるので、ぜひ複数社の中から自分に合う会社を選びましょう。





子育て中の悩み⑥

ハローワークで「託児所あり」の求人票を発見。
事業所内託児所ってどんなの？

「託児所あり」求人

ハローワークには託児付きの求人を希望して来所される方もいらっしゃいます。
ハローワークでは「託児所あり」の求人をご紹介します。
窓口で求人先に問い合わせることもできますので、具体的にご相談ください。

「託児所あり」求人とは？

事業所内に直営する保育施設がある場合と、隣接する無認可保育所と契約し、費用の補助をする場合があります。

事業所内に保育施設を持つ企業は一部の大企業や医療機関が中心で、人材の確保・定着のために設置しているようです。

費用の負担は？

保育料は、月額1万円から3万円程度とばらつきがありますが、事業所が一部を負担してくれるので、無認可保育所と直接契約するより割安になります。

ハローワークで募集がある託児所あり求人は？

業 種	職 種
病院等医療機関	看護師 看護助手 医療事務 薬剤師・臨床検査技師等の専門職
介護施設	ホームヘルパー 介護福祉士
保育所・幼児教室	保育士 講師 スクール運営スタッフ
工場等	製造工程の仕事

なお、この他に、完全歩合制の営業・販売職（化粧品、飲料、清掃用品他）の場合でも、事業所内に保育施設を設けているところがあります。

ただし、完全歩合制で固定給がない募集については、ハローワークでは取り扱っておりませんので、ご了承ください。



母子家庭等(ひとり親)の支援制度



子育て中の悩み⑦

母子家庭等(ひとり親)で色々不安…
どこかに相談しながら就職活動できたら心強いのかなあ。

ハローワークの窓口では、以下のような各種支援制度に加え、個々の状況や希望に応じた支援メニューをご用意しております。お気軽にご相談ください。

ハローワークでの母子家庭のお母さん等の雇用対策

トライアル雇用

事業所に短期間(原則3カ月)試行的に雇用され、その間事業所と労働者相互の理解(事業所の求める適性や能力・技術etc.)を深め、その後、正社員等の常用雇用へ移行を図る事業です。

特定求職者雇用開発助成金

ハローワークまたは適正な運用を期すことのできる無料・有料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用される労働者として雇い入れられた場合、一定の要件を満たした雇入れ事業所に対し支給される助成金の制度です。

これらの制度は、母子家庭のお母さん等を雇い入れた事業主に対する助成制度で、対象となる求職者の採用の機会を広げる可能性があります。

なお、職業訓練等についてはお住まいの地域を管轄するハローワークでご相談ください。

母子家庭などの支援に関する施設(参考)

関係機関	アクセス
社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会 大阪府母子・父子福祉センター 大阪府内にお住まいの母子家庭のお母さんなどを対象に、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供、法律相談等、一貫したサービスの提供を行っています。	中央区谷町5-4-13 (大阪府谷町福祉センター5階) TEL 06-6762-9995 FAX 06-6762-3796 http://www.osakafu-boshiren.jp/
公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会 大阪市にお住まいの母子家庭のお母さんなどのための就業支援講習や就業相談、法律相談等を行っています。	北区中津1-4-10 (大阪市立愛光会館内) TEL 06-6371-7146 FAX 06-6371-6722 http://hitoren-osaka.org/index.html

..... P25の女性センター一覧表も参考に

扶養の範囲と社会保険・労働保険の基礎知識



子育て中の悩み⑧

扶養の範囲で働くってよく聞くけど、どういうこと？
求人票に書かれている「加入保険」ってどういうものがあるの？

「育児や家事との両立を目指しながら働きたい！」という方に多いのが、「扶養から外れない範囲で働きたい」という希望です。

扶養になる・ならないで税金の支払いや社会保険の加入形態に違いが出てきます。

扶養になるかならないかは、基本的には本人の年収金額によって判断されますので、下記の表を参考にしてください。

扶養の範囲とは

税金

年収※1 (所得)	93万円 (28万円)	100万円 (35万円)	103万円 (38万円)	201万円 (123万円)
〈本人の税金〉				
住民税	非課税	※2	住民税の課税対象(均等割+所得割)	
所得税	非課税		所得税の課税対象	
住民税・ 所得税の 所得控除	配偶者控除 控除額 (住民税:33万円 所得税:38万円)	配偶者特別控除 (本人及び配偶者の年収により異なる) 控除額 (住民税:33万円~3万円 所得税:38万円~3万円)	配偶者控除・配偶者特別控除 の対象外	

※1 年収(所得)については、住民税は前年中の収入金額、所得税は当年中の収入金額によります。

なお、算定期間は1月1日~12月31日の収入金額であり、交通費などの非課税金額を除きます。

※2 お住まいの市区町村によって、住民税の均等割が課税となる場合と非課税となる場合があります。

社会保険

年収※3	(未満)	130万円※4	(以上)
社会保険 健康保険 + 厚生年金保険	勤務形態(労働時間等)により 勤務先で社会保険に加入する場合 H28.10より改正 (加入要件の詳細は P19) 勤務先で社会保険に加入する →健康保険+厚生年金の保険料を支払う(給与天引き)		
	社会保険に加入しない場合 配偶者の被扶養者になる「国民年金第3号被保険者」 →健康保険+年金の保険料負担なし	勤務形態(労働時間等)により 勤務先で社会保険に加入しない場合 市町村役場で社会保険に加入 →国民健康保険+国民年金の保険料を支払う	

※3 社会保険に関する年収計算には、非課税収入も含まれます。年収計算期間は現時点での見込み額で計算されます。

※4 60歳以上の者、もしくは障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者は180万円となります。

労働保険とは

労働保険とは、労災保険と雇用保険を指します。

一人でも労働者を雇っている事業主は、一部（常時使用する労働者が5人未満である農林水産事業の個人事業主）を除き、すべて労働保険に加入しなければなりません。

労働保険の適用を受けない方

事業主と同居の親族・法人の役員（原則）

家事使用人（個人の家庭において、専ら家事に従事している方）など

労 災 保 険

業務上・通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対する保険です。

パート・アルバイトでも、1日だけの勤務でも加入する必要があります。

※適用事業所に雇用される方は、勤務日数・時間にかかわらず、すべて労災保険の加入対象となります。

※労災保険料は、全額会社負担となります。

雇 用 保 険

労働者が失業した場合に必要な給付を行うなど、失業の予防、労働者の能力の開発等を行っています。

1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ31日以上雇用が見込まれる方は加入する必要があります。

パート・アルバイト等の呼称にかかわらず、要件を満たせばすべて雇用保険の加入対象となります。

※雇用保険料率（労働者負担額）（平成29年4月現在）

一般の事業…賃金総額の1000分の3

農林水産・清酒製造・建設の事業…賃金総額の1000分の4

雇用保険の基本手当を受けるためには

離職した日からさかのぼって2年間に、賃金支払いの基礎となった日が11日以上ある完全な月が通算して12ヶ月以上あることが必要です。

ただし、倒産・解雇等で離職した場合は、離職した日からさかのぼって1年間に、賃金支払いの基礎となった日が11日以上ある完全な月が通算して6ヶ月以上ある場合でも受給資格を満たします。

また、就職しようとする意思と、いつでも就職できる能力があり、積極的に求職活動を行っていることなど、一定の要件を満たす必要があります。

社会保険とは

社会保険とは、一般的に年金（厚生年金保険/国民年金）と健康保険※1（全国健康保険協会管掌健康保険/国民健康保険）を指します。一部を除いて年金と健康保険はセットで加入します。

厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険に加入できない場合は、国民年金・国民健康保険に加入します。

パート・アルバイト等の呼称にかかわらず、社会保険の適用事業所に雇用されていて、次の①②に該当する場合は、社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入します。

- ① 1ヶ月の勤務日数及び1週間の勤務時間がその事業所の同じ職種の一般社員の4分の3以上
- ② 雇用契約が2ヶ月間を超えている（雇用契約が2ヶ月以内であっても、契約満了後引き続き雇用する場合も含まれます）

また、平成28年10月1日から、次の①～⑤のすべてに該当する方も、新たに厚生年金保険・健康保険に加入することになります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 特定適用事業所※2に勤めていること

☆勤務先で厚生年金保険・健康保険に加入できない場合は、年収により以下のような取り扱いとなります。

(未満) ← 年収130万円 ※3 → (以上)	
国民年金第2号被保険者の配偶者に扶養される(保険料の負担なし) 【国民年金第3号被保険者】	自分自身で国民年金・国民健康保険に加入 国民年金…定額 健康保険料…前年度所得により算出 (自治体により金額が異なる) 【国民年金第1号被保険者】

※1 企業が健康保険組合を設立している場合は、健康保険組合管掌健康保険となります。

※2 従業員数（社会保険の対象者）が501人以上の事業所

※3 60歳以上の者、もしくは障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者は180万円となります。



厚生年金保険・健康保険の強制適用事業所

社会保険に加入	【1】国・地方公共団体または法人（株式会社・有限会社等）の事業所 常時、従業員を使用する国、地方公共団体または法人の事業所（代表取締役等の役員を含め、被保険者となるべき者が1人でもいれば強制適用事業所になります。）
	【2】以下の事業を行い、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所 （常時5人以上＝社会保険加入対象者5人以上） （個人事業所の場合、事業主及びその同居の家族（専従者）は加入対象者とはなりません（被用者でないため）） 製造業・土木建築業・鉱業・電気ガス事業・運送業・清掃業・物品販売業・金融保険業・保管賃貸業・媒介周旋業・集金案内広告業・教育研究調査業・医療保険業・通信報道業 等
例 外	5人以上の従業員がいても強制適用事業所にならない個人事業所 ①第1次産業（農林、水産、畜産業等） ②サービス業（旅館、料理店、飲食店、クリーニング、理美容等） ③法務（弁護士、社会保険労務士、税理士等の事業所） ④宗教（神社、寺、教会等）

その他社会保険の豆知識

派遣・契約社員……………雇用期間が2ヶ月を超え、就業形態が加入要件を満たしていれば加入
 試用期間・研修中の方…試用期間開始日から加入
 外国籍の従業員 ……適用事業所に雇用されていれば加入

60歳以上で年金をすでに受給されている方でも、勤務形態が加入要件を満たしていれば、厚生年金保険・健康保険に加入することになります。

70歳以上の人は、厚生年金保険の被保険者とはなりません。

国民年金は20歳から加入しますが、厚生年金保険は年齢にかかわらず勤務形態が加入要件を満たしていれば加入します。

（例：16歳で就職→加入要件を満たしていれば加入します）

社会保険の詳細については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。



育児・介護休業制度の概要について

働きながら仕事と家庭を両立しましょう！



育児休業

★1歳に満たない子を養育するために、労働者は育児休業を取得できます。

出産した女性の場合は産後休業終了後、子が1歳に達するまでの間で本人が希望する期間取得できます。男性の場合は出生日から取得できます。

※法律上の親子関係にある実子・養子はもちろん、特別養子縁組の監護期間中の子等であっても育児休業は取得できます。

＜1歳以降も取得できる場合＞

- ・ パパ・ママ育休プラス・・・夫婦ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月までの間取得できます。
- ・ 1歳6か月までの休業・・・1歳の時点で保育所に入れない等の事情がある場合、1歳6か月まで取得できます。
- ・ 2歳までの休業・・・1歳6か月の時点でも保育所に入れない等の事情がある場合、2歳まで取得できます。

★対象労働者について、一定の要件があります。会社に確認してみましょう。

- ・ 期間を定めて雇用されている方は、①入社1年以上であり、②子が1歳6か月以降も雇用関係が継続する者に限り、休業を取得できます。
- ・ 会社と労働者代表で労使協定を締結することにより、①入社1年未満、②育児休業申出から1年以内に雇用関係が終了する者、③週の所定労働日数が2日以下の者、を休業の対象から除外することができます。

★育児休業の申出は、休業開始予定日の1か月前までに、書面で会社に申し出ることが必要です。

※育児休業給付金は賃金月額67%（休業開始から6か月経過後は50%）相当額が支給されます。

社会保険料は労働者負担分・事業主負担分ともに免除されます。

育児短時間勤務

★3歳に満たない子を養育する労働者は、1日6時間の短時間勤務をすることができます。

※会社は、3歳に満たない子を養育する労働者が希望した場合に利用できる、一日の所定労働時間を原則として6時間とする短時間勤務制度を就業規則等に規定しなければなりません。

取得したい場合は、規定化されているかどうか、会社の就業規則（育児休業等規定）を確認してみましょう。

★対象労働者について、一定の要件があります。会社に確認してみましょう。

会社と労働者代表で労使協定を締結することにより、①入社1年未満、②週の所定労働日数が2日以下の者、を短時間勤務の対象から除外することができます。また、短時間勤務を行うことが困難な業務についても除外できます。

子の看護休暇

★小学校就学の始期までの子を養育する労働者は、子の看護休暇を取得することができます。

- ・ 取得できるのは、子の負傷、疾病、または子の予防接種、健康診断の場合です。
- ・ 取得可能日数は、対象となる子が1人以上の場合は1年につき5日、2人以上の場合は1年につき10日です。
- ・ 子の看護休暇は、一日単位・半日単位、いずれでも取得できます。

★対象労働者について、一定の要件があります。会社に確認してみましょう。

会社と労働者代表で労使協定を締結することにより、①入社6か月未満、②週の所定労働日数が2日以下の者、を子の看護休暇の対象から除外することができます。

★子の看護休暇取得時の給与については、法の定めがありませんので、会社の就業規則（育児休業等規定）を確認してみましょう。

その他利用できる制度

★3歳までの子を養育する労働者が利用できる制度

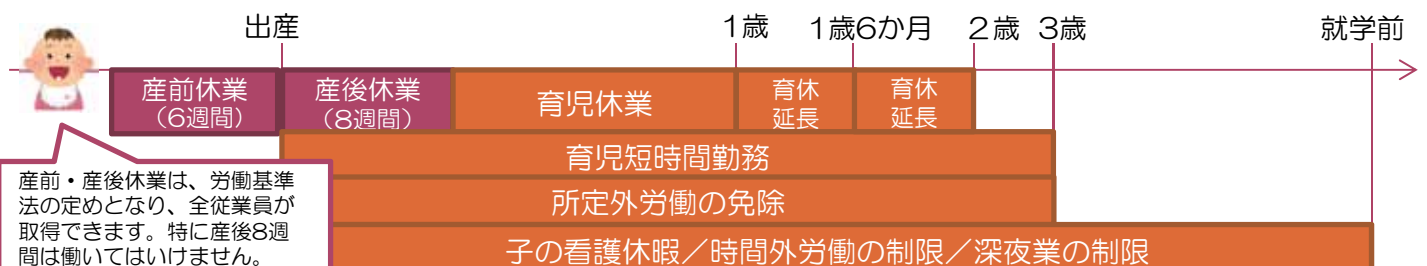
○所定外労働（残業）の免除

★小学校就学の始期までの子を養育する労働者が利用できる制度

○時間外労働の制限・・・時間外労働を、1か月につき24時間、1年につき150時間に制限できる制度

○深夜業の制限・・・深夜業（午後10時から翌朝5時まで）を免除する制度

※いずれも対象労働者について一定の要件があります。会社の規定を確認しましょう。



介護休業

★要介護状態の家族を介護する労働者は、介護休業を取得できます。

- ・休業利用可能期間・・・対象家族1人につき3回まで、通算して93日です。
- ・対象家族の範囲・・・配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
- ・対象家族が要介護状態かどうかの判断基準・・・①介護保険の要介護度2以上、②①以外で一定の要件を満たすこと

★対象労働者について、一定の要件があります。会社に確認してみましょう。

- ・期間を定めて雇用されている方は、①入社1年以上であり、②介護休業開始予定日から93日経過後6か月を経過する日まで雇用関係が継続する者に限り、休業を取得できます。
- ・会社と労働者代表で労使協定を締結することにより、①入社1年未満、②介護休業申出から93日以内に雇用関係が終了する者、③週の所定労働日数が2日以下の者、を休業の対象から除外することができます。

★介護休業の申出は、休業開始予定日の2週間前までに、書面で会社に申し出ることが必要です。

※介護休業給付金は賃金月額67%相当額が支給されます。

介護のための勤務時間短縮等の措置

★要介護状態の家族を介護する労働者は、介護のための勤務時間短縮等の措置（※1）を利用できます。

※1 会社は、家族を介護する労働者が利用できるよう、以下のいずれかの制度を1つ以上規定化しなければなりません。

①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制度 ③時差出勤制度 ④介護費用助成

★対象家族1人につき、最初の措置を利用した初日から3年間で、2回以上（※2）の利用が可能です。

※2 回数については、会社の規定により異なりますが、最低2回は利用できます。

取得したい場合は、どのような制度が規定されているか、会社の就業規則（介護休業等規定）を確認してみましょう。

★対象労働者について、一定の要件があります。会社に確認してみましょう。

会社と労働者代表で労使協定を締結することにより、①入社1年未満、②週の所定労働日数が2日以下の者、を勤務時間短縮等の措置の対象から除外することができます。

介護休暇

★要介護状態の家族を介護する労働者は、介護休暇を取得することができます。

- ・取得できるのは、対象家族の介護や、その他の世話（病院への送迎等）を行う場合です。
- ・取得可能日数は、対象家族が1人以上の場合は1年につき5日、2人以上の場合は1年につき10日です。
- ・介護休暇は、一日単位・半日単位、いずれでも取得できます。

★対象労働者について、一定の要件があります。会社に確認してみましょう。

会社と労働者代表で労使協定を締結することにより、①入社6か月未満、②週の所定労働日数が2日以下の者、を介護休暇の対象から除外することができます。

★介護休暇取得時の給与については、法の定めがありませんので、会社の就業規則（介護休業等規定）を確認してみましょう。

その他利用できる制度

★介護終了まで利用できる制度

○所定外労働（残業）の免除

○時間外労働の制限・・・時間外労働を、1か月につき24時間、1年につき150時間に制限できる制度

○深夜業の制限・・・深夜業（午後10時から翌朝5時まで）を免除する制度

※いずれも対象労働者について一定の要件があります。会社の規定を確認しましょう。

仕事と介護の両立支援制度のイメージ

要介護状態

介護終了
(対象家族の死亡等)

介護休業①

介護休業②

介護休業③

①+②+③=93日

所定労働時間の短縮等の措置

2回目

3年の間で少なくとも2回以上

3年

介護休暇 対象家族1人につき年5日、2人以上につき年10日、半日単位で取得

介護のための所定外労働の免除/時間外労働の制限/深夜業の制限（介護終了まで利用可能）

このコーナーに記載された制度の内容が知りたい、取得できない等、相談したいことがある方は、大阪労働局雇用環境・均等部 指導課（TEL:06-6941-8940）までご相談ください。

各種機関のご案内

保育所入所に関する各市町村の問い合わせ窓口

市町村名	担当部署	住 所	連絡先電話番号
豊 中 市	子育て給付課	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2252(直)
池 田 市	幼児保育課	池田市城南1-1-1	072-754-6208(直)
箕 面 市	幼児教育保育室	箕面市西小路4-6-1	072-724-6737(直)
豊 能 町	教育支援課	豊能郡豊能町余野414-1	072-739-3427(直)
能 勢 町	福祉係	豊能郡能勢町栗栖82-1	072-731-2150(直)
吹 田 市	保育幼稚園室	吹田市泉町1-3-40	06-6384-1592(直)
茨 木 市	保育幼稚園事業課	茨木市駅前3-8-13	072-620-1638(直)
摂 津 市	こども教育課	摂津市三島1-1-1	06-6383-1184(直)
島 本 町	子育て支援課	三島郡島本町桜井2-1-1	075-962-7461(直)
守 口 市	保育・幼稚園課	守口市京阪本通2-2-5	06-6992-1637(直)
枚 方 市	保育幼稚園課	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1472(直)
寝 屋 川 市	保育課	寝屋川市池田西町28-22	072-824-1181(代)
大 東 市	保育・幼稚園グループ	大東市谷川1-1-1	072-870-0474(直)
門 真 市	保育幼稚園課	門真市中町1-1	06-6902-6757(直)
四 條 畷 市	子ども政策課	四條畷市中野本町1-1	072-877-2121(代)
交 野 市	こども園課	交野市天野が原町5-5-1	072-893-6407(直)
八 尾 市	子育て支援課	八尾市本町1-1-1	072-924-3954(直)
柏 原 市	保育幼稚園係	柏原市安堂町1-55	072-972-1581(直)
富 田 林 市	こども未来室	富田林市常盤町1-1	0721-25-1000(代)
河内長野市	子ども子育て課	河内長野市原町1-1-1	0721-53-1111(代)
松 原 市	こども未来室	松原市阿保1-1-1	072-334-1550(代)
羽 曳 野 市	こども課	羽曳野市誉田4-1-1	072-947-3835(直)
藤 井 寺 市	保育幼稚園課	藤井寺市岡1-1-1	072-939-1126(直)
大阪狭山市	保育・教育グループ	大阪狭山市狭山1-2384-1	072-366-0011(代)
太 子 町	子育て支援課	南河内郡太子町大字山田88	0721-98-5596(直)
河 南 町	子育て応援係	南河内郡河南町大字白木1359-6	0721-93-2500(代)
千早赤阪村	健康福祉課	南河内郡千早赤阪村大字水分180	0721-72-0081(代)
岸 和 田 市	子育て施設課	岸和田市岸城町7-1	072-423-9483(直)
泉 大 津 市	こども未来課	泉大津市東雲町9-12	0725-33-1131(代)
貝 塚 市	保育こども園課	貝塚市畠中1-18-8	072-433-7024(直)
泉 佐 野 市	子育て支援課	泉佐野市市場東1-295-3	072-463-1212(代)
和 泉 市	こども未来室	和泉市府中町2-7-5	0725-99-8137(直)
高 石 市	保育幼稚園係	高石市加茂4-1-1	072-275-6359(直)
泉 南 市	保育子育て支援係	泉南市樽井1-1-1	072-483-3471(直)
阪 南 市	こども家庭課	阪南市尾崎町35-1	072-471-5678(代)
忠 岡 町	子育て支援課	泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1	0725-22-1122(代)
熊 取 町	保育課	泉南郡熊取町五門東2-3-5	072-452-6293(直)
田 尻 町	こども課	泉南郡田尻町嘉祥寺883-1	072-466-5013(直)
岬 町	子育て支援係	泉南郡岬町深日2000-1	072-492-2709(直)
高 槻 市	保育幼稚園事業課	高槻市桃園町2-1	072-674-7692(直)
☆東大阪市	各福祉事務所	東大阪市荒本北1-1-1	06-4309-3000(代) (市役所)
☆大 阪 市	各区の保健福祉センター	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-8181(代) (市役所)
☆堺 市	各区役所 子育て支援課	堺市堺区南瓦町3-1	072-233-1101(代) (市役所)

☆東大阪市は各福祉事務所、大阪市の各区保健福祉センター、堺市は各区役所子育て支援課が窓口となります。
連絡先電話番号は、市役所の代表番号を記載しています。

大阪府内のファミリー・サポート・センター

名 称	電話番号
いけだファミリー・サポート・センター	072-751-0422
いずみおおつファミリー・サポート・センター	0725-22-4152
いずみさのファミリー・サポート・センター	072-463-3530
いずみファミリー・サポート・センター	0725-45-0659
いばらきファミリー・サポート・センター	072-620-7101
おおさかさやまファミリー・サポート・センター	072-360-0022
大阪市ファミリー・サポート・センター(※)	06-6354-0106
貝塚市ファミリー・サポート・センター	072-433-7050
かしわらファミリー・サポート・センター	072-972-6760
交野市ファミリー・サポート・センター	072-893-0757
かどまファミリー・サポート・センター	072-882-0123
かわちながのファミリー・サポート・センター	0721-50-4670
きしわだファミリー・サポート・センター	072-437-7933
ファミリー・サポート・センターくまとり	072-452-6002
堺市ファミリー・サポート・センター	072-222-8066
なわてファミリー・サポート・センター(四條畷市)	072-877-5130
島本町ファミリー・サポート・センター	075-962-7461
すいたファミリー・サポート・センター	06-6816-8500
せつつファミリー・サポート・センター	06-6383-3341
泉南市ファミリー・サポート・センター	072-483-9665
たかいしファミリー・サポート・センター	072-261-3698
たじりファミリー・サポート・センター	072-466-5015
高槻市ファミリー・サポート・センター	072-686-3337
大東市ファミリー・サポート・センター	072-870-8993
とよなかファミリー・サポート・センター	06-6841-9383
とよのファミリー・サポート・センター	072-738-0255
富田林市ファミリー・サポート・センター	0721-25-1000
寝屋川市ファミリー・サポート・センター	072-839-8817
のせファミリー・サポート・センター	072-734-0370
はびきのファミリー・サポート・センター	072-956-4943
阪南市ファミリー・サポート・センター	072-471-6002
東大阪市ファミリー・サポート・センター	06-6785-2625
枚方市ファミリー・サポート・センター	072-805-3522
藤井寺ファミリー・サポート・センター	072-939-1162
松原市ファミリー・サポート・センター	072-337-3118
みのおファミリー・サポート・センター	072-721-2611
もりぐちファミリー・サポート・センター	06-6995-7877
やおファミリー・サポート・センター	072-924-3657

※大阪市内では各区内にファミリー・サポート・センターがあります。

詳細は、各区のファミリー・サポート・センターにご連絡ください。

なお、会員の条件は各ファミリー・サポート・センターによって異なります。

その他の関係機関

公益財団法人 21世紀職業財団関西事務所

大阪府中央区本町4-4-24 住友生命本町第2ビル9階 TEL:06-4963-3820

子育て支援・子育て情報のサイト

ホームページでも、子育て支援情報が収集できます。

特定非営利活動法人ちやいどネット大阪	http://www.childnet.or.jp/
WAM NET ワムネット	http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/

大阪府内の男女共同参画をめざす公共施設および連絡先

就職活動中、まして子育てしながらだと、不安も多くストレスがかかります。

こころ・からだの相談(カウンセリング)や情報収集、そして交流の場としても、活用してみてください。

施設名称	所在地	電話番号
大阪府立男女共同参画・青少年センター ドーンセンター 情報ライブラリー	大阪府中央区大手前1-3-49	06-6910-8616
大阪府立男女共同参画センター 中央館(クレオ大阪中央)	大阪府天王寺区上汐5-6-25	06-6770-7200
大阪府立男女共同参画センター 子育て活動支援館(クレオ大阪子育て館)	大阪府北区天神橋6-4-20(7階)	06-6354-0106
大阪府立男女共同参画センター 西部館(クレオ大阪西)	大阪府此花区西九条6-1-20	06-6460-7800
大阪府立男女共同参画センター 南部館(クレオ大阪南)	大阪府平野区喜連西6-2-33	06-6705-1100
大阪府立男女共同参画センター 東部館(クレオ大阪東)	大阪府城東区鳴野西2-1-21	06-6965-1200
クレオ大阪 女性総合相談センター	大阪府天王寺区上汐5-6-25 (中央館内)	06-6770-7730
堺市立女性センター	堺市堺区宿院町東4丁1-27	072-223-9153
堺市男女共同参画交流の広場	堺市東区北野田1077 (アミナス北野田3階)	072-236-8266
寝屋川市立男女共同参画推進センター ふらっと ねやがわ	寝屋川市東大田町2-14 (市立産業振興センター5階)	072-800-5789
枚方市立メセナひらかた男女共生フロア・ウィル	枚方市岡東町12-3 (ひらかたサンプラザ3号館4階)	072-843-5636

☆なお、府内全域の施設を掲載しているわけではありませんので、ご了承ください。

おわりに

マザーズハローワーク・マザーズコーナーでは、仕事と育児の両立を目指す方をトータルにお手伝いしています。

また、「結婚、出産、子育てはまだ予定がないんだけど、仕事をしたい!」とか「子どもはもう成人したけど、再就職にはブランクが…」といった方も、どしどしご利用ください。

窓口での職業相談(キャリア・カウンセリング)や、セミナー&交流会なども行っておりますので、お気軽にどうぞ。ご利用お待ちしております。

<http://osaka-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/kanren/mothers.html>

大阪マザーズハローワーク

Osaka Metroなんば駅
近鉄・阪神線大阪難波駅
24号出口すぐ

〒542-0076
大阪府中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4階
10:00~18:30(月~金曜日)
土・日祝・年末年始休み

TEL 06-7653-1098

ハローワーク大阪東 マザーズコーナー

Osaka Metro谷町線・中央線
谷町四丁目 8号出口から徒歩3分

〒540-0011 大阪府中央区農人橋2-1-36
ヒップビル2階
8:30~17:15(月~金曜日)
土・日祝・年末年始休み

TEL 06-6942-4771

ハローワーク阿倍野 ルシアス庁舎 マザーズコーナー

JR・Osaka Metro天王寺
近鉄大阪阿部野橋
徒歩5分

〒545-0052 大阪府阿倍野区阿倍野筋1-5-1
あべのルシアスオフィス棟8階
10:00~18:30(月~金曜日)
土・日祝・年末年始休み

TEL 06-6631-1675

ハローワーク布施 マザーズコーナー

近鉄奈良線・大阪線
布施駅東北出口から2分

〒577-0056 東大阪市長堂1-8-37
イオン布施駅前店4階
8:30~17:15(月~金曜日)
土・日祝・年末年始休み

TEL 06-6782-4221

ハローワーク泉大津 マザーズコーナー

南海本線
泉大津駅から徒歩3分

〒595-0025 泉大津市旭町22-45
テクスピア大阪2階
8:30~17:15(月~金曜日)
土・日祝・年末年始休み

TEL 0725-32-5181

ハローワーク枚方 マザーズコーナー

京阪本線
枚方市駅1号出口から3分

〒573-0031 枚方市岡本町7-1
ヒオルネ・イオン枚方店6階
8:30~17:15(月~金曜日)
土・日祝・年末年始休み

TEL 072-841-3363

堺マザーズハローワーク

南海高野線
堺東駅北改札口すぐ

〒590-0028
堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店9階
10:00~18:30(月~金曜日) 10:00~18:00(土曜日)
日祝・年末年始休み

TEL 072-340-0964

ハローワーク梅田 マザーズコーナー

各線梅田駅、JR大阪駅、
北新地駅よりアクセス良好

〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2
大阪駅前第2ビル16階
8:30~17:15(月~金曜日)
土・日祝・年末年始休み

TEL 06-6344-8609

ハローワーク淀川 マザーズコーナー

阪急十三駅
西出口から徒歩3分

〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3-4-11
8:30~17:15(月~金曜日)
土・日祝・年末年始休み

TEL 06-6302-4771

ハローワークブラザ千里 マザーズコーナー

大阪モノレール
・北大阪急行
千里中央駅北口から徒歩2分

〒560-0082 豊中市新千里東町1-4-1
阪急千里中央ビル10階
10:00~18:00(月~土曜日)
日祝・年末年始休み

TEL 06-6833-7811

ハローワーク藤井寺 マザーズコーナー

近鉄南大阪線
藤井寺駅から徒歩2分

〒583-0027 藤井寺市岡2-10-18
DH藤井寺駅前ビル3階
8:30~17:15(月~金曜日)
土・日祝・年末年始休み

TEL 072-955-2570

ハローワーク茨木 マザーズコーナー

JR高槻駅南口すぐ

(ワークサポートたがつき併設)

〒569-0804 高槻市紺屋町1-2
クロスハル高槻(総合市民交流センター)5階
10:00~18:00(月~金曜日)
土・日祝・年末年始休み

TEL 072-604-1233